

## 育成就労制度下における日本語教育の在り方について

株式会社日本総合研究所

チェアマン・エメリタス 高橋 進

- 新制度における日本語能力の要件化について
  - ・ 外国人労働者の円滑な就労、定着や活躍に加え、共生社会の実現の観点から、外国人労働者の日本語習得は必須との考え方に立って、新制度における日本語能力を要件化。
  - ・ 来日する際に日常生活及び職業生活に必要な最低限の日本語能力を有することが重要との観点から、就労開始時の日本語能力試験の合格（または受講）を要件化。
  - ・ 要件化することで日本での就労インセンティブを殺ぐ恐れはあるが、言葉の壁が技能実習生の失踪を招く大きな要因になっている等、日本語習得は円滑な就労にとって不可欠な要素と考える。
  - ・ 特定技能1号、2号移行時に、それぞれ一定水準の日本語能力試験合格を求めることで、日本での長期就労に必要な技能を形成とともに日本語力の向上を促し、それを通じて外国人労働者の自己実現の道を開く。
- 日本語を学ぶ機会の確保と環境の整備
  - ・ 日本語能力を要件化する以上、外国人が日本語を学べる機会の確保と環境の整備は受入れ国、受入れ機関の責務。受入れ機関によるしっかりとした日本語教育支援はもとより、外部の日本語教育機関との連携、国、自治体などによる支援体制の充実、環境整備が求められる。
  - ・ 受入れ機関による支援インセンティブとなるよう、受け入れた外国人の日本語試験合格率などを、優良な受入れ機関の認定要件とする。
  - ・ 日本での滞在期間や就労の長期化に伴って、日本語学習ニーズも高度化、多様化する。ニーズに応じた日本語教育ができる体制の整備が求められる。
  - ・ 地域における外国人労働者に対する生活支援と、共生社会実現の観点から、受入れ機関のみならず、自治体も日本語教育環境の整備などを支援すべき。国はそうした自治体を支援すべき。自治体はそうしたニーズに応えつつあるが、半面、ビジネス日本語などの学習ニーズへの対応には苦慮。

- ・ 生活日本語、ビジネス日本語を、どのようなタイミングで、だれの負担で学ぶのかを、就労者に分かりやすく体系化するとともに、日本語教育機関認定法に基づく新制度の施行状況を踏まえつつ、日本語教育機関などと連携して、日本語の学習、日本語能力の向上のための環境を整備するとともに、日本語教育の質の向上、日本語教員不足の解消を検討していく必要。
- ・ 来日前に日本語学習、能力受験の機会を提供することも重要。ただし、来日前に日本語学習に多額の費用を負担するケースもあり、海外で良質、安価に日本語を学習する機会、受験の機会を提供することを支援すべき。
- ・ 受入れ機関からは、地方での就労者などが、日本語能力試験の受験機会を十分に与えられるよう、試験会場、試験の実施回数やコスト負担などについて配慮を求める声も。
- ・ また、受入れ機関側から、日本語能力に係わる試験が乱立しており、レベル感の統一や、「日本語教育の参照枠」の重要性を指摘する意見もあり、今後は「日本語教育の参照枠」で定める日本語の熟達度を踏まえ、必ずしも日本語能力試験のみによるのではない方法で日本語能力を判断する仕組みを構築することも考えられる。また、日本語教材の開発等についても要望あり。
- ・ 共生社会実現の観点から、外国人労働者本人のみならず、家族にも日本語学習の十分な機会が与えられるべき。とりわけ子弟の日本語と母国語両方の学習環境を整備すべき。

以上